

中新田保育所運営事業者募集要項（令和 4 年 7 月 1 日公示第 16 号）新旧対照表

新	旧	備考
○中新田保育所運営事業者募集要項(改訂版) 令和 4 年 7 月 1 日 公示第 16 号 改正 令和 4 年 10 月 18 日公示第 21 号 5 土地・建物について (2) 建物等 加美町が所有する本件建物、工作物、立木を現状のまま無償譲渡します。ただし、関係法令により、加美町議会の議決等を経たうえで、無償で譲渡することになります。譲渡契約締結後、建物の所有権移転登記を町が実施いたします。なお、登記にかかる費用は事業者の負担となります。 ※施設修繕について 移管前は必要な施設修繕を町が行います。なお、移管後 3 年間は、事業者が国の交付金等を活用して修理・整備等を行う場合、町は事業者負担分に対して補助率を協議のうえ、予算の範囲内で補助します。	○中新田保育所運営事業者募集要項 令和 4 年 7 月 1 日 公示第 16 号 5 土地・建物について (2) 建物等 加美町が所有する本件建物、工作物、立木を現状のまま無償譲渡します。ただし、関係法令により、加美町議会の議決等を経たうえで、無償で譲渡することになります。譲渡契約締結後、建物の所有権移転登記を町が実施いたします。なお、登記にかかる費用は事業者の負担となります。	現行のページ P 3

新	旧	備考
6 運営条件 (7) 職員等 ア 職員配置の際には、児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を遵守してください。 ① 園長（専任） ② 主任保育士 ③ 保育士 ④ 栄養士（調理業務の従事を含む） ⑤ 調理員 ⑥ 嘱託医 ⑦ 嘱託歯科医 ⑧ その他、病後児保育、特別支援保育に従事する専門職員 なお、園長は<u>管理職の資質・能力及び経験</u>を有する者、主任保育士は認可保育所・認定こども園において5年以上の勤務経験（クラス担任、保育計画策定の経験を含む）を有する者を配置してください。 また、保育士の配置についてはバランスのとれた年齢構成となるよう配慮してください。 イ 園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけてください。 ウ 職員の資質や専門性の向上のため、積極的に研修等に参加させてください。	6 運営条件 (7) 職員等 ア 職員配置の際には、児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を遵守してください。 ① 園長（専任） ② 主任保育士 ③ 保育士 ④ 栄養士（調理業務の従事を含む） ⑤ 調理員 ⑥ 嘱託医 ⑦ 嘱託歯科医 ⑧ その他、病後児保育、特別支援保育に従事する専門職員 なお、園長は<u>保育事業を遂行できる十分な信用、技術能力、経験等</u>を有する者、主任保育士は認可保育所・認定こども園において5年以上の勤務経験（クラス担任、保育計画策定の経験を含む）を有する者を配置してください。 また、保育士の配置についてはバランスのとれた年齢構成となるよう配慮してください。 イ 園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけてください。 ウ 職員の資質や専門性の向上のため、積極的に研修等に参加させてください。	P 5

新	旧	備考
エ 園長は、提案書提出締切日時点で、専任かつほかの施設と兼務しない者で、<u>管理職の資質・能力及び経験を有すること。なお、事業者において園長予定者を選任できない場合は、町から紹介することができます。町からの派遣ではありませんので事業者に直接雇用していただくことになります。</u> オ 職員と園児の関係に配慮し、運営開始後 3 年間は園長の交代は行わない<u>よう努めて</u>ください。 カ その他、必要な事項については町と協議してください。	エ 園長は、提案書提出締切日時点で、専任かつほかの施設と兼務しない者で、<u>認可保育所において園長職又は副園長職（主任保育士）の経験を 1 年以上有しているか、もしくは、就学前の子どもを預かる保育施設（種別は問わない）において常勤保育士として勤務した経験が 10 年以上あること（無資格者としての勤務経験は算入不可）。</u> オ 職員と園児の関係に配慮し、運営開始後 3 年間は園長の交代は行わない<u>で</u>ください。 カ その他、必要な事項については町と協議してください。	P 6

新		旧	備考
7 公募に係るスケジュール（予定）		7 公募に係るスケジュール（予定）	P 7
項 目	日 程	項 目	
公募開始・募集要項の発表	広報かみまち令和4年 <u>11</u> 月 1 日号 ・施設見学会の案内を掲載 令和4年 <u>10</u> 月 <u>18</u> 日（火） 加美町公式ホームページ ・募集要項を掲載、施設見学会の案内掲載	公募開始・募集要項の発表	
施設見学会の開催	令和4年 <u>10</u> 月 <u>26</u> 日（水） 午前10時から ※申込締切：令和4年 <u>10</u> 月 <u>25</u> 日（火） 正午	施設見学会の開催	
質問票の受付期間	令和4年 <u>10</u> 月 <u>26</u> 日（水）～ <u>28</u> 日（金） 正午	質問票の受付期間	
質問に対する回答	令和4年 <u>11</u> 月 <u>1</u> 日（火） 加美町公式ホームページ	質問に対する回答	
応募事前通知書の受付期間	令和4年 <u>11</u> 月 <u>4</u> 日（金）～ <u>16</u> 日（水） 正午	応募事前通知書の受付期間	
応募申請書提出期限	令和4年 <u>12</u> 月 <u>15</u> 日（木） 正午	応募申請書提出期限（財務資料）	
		応募申請書提出期限（財務資料以外）	

新		旧		備考
第1次審査 選定委員会	令和5年1月5日（木） 書類審査等	第1次審査 選定委員会	<u>令和4年10月3日（月）</u> 書類審査等	
第2次審査選 定委員会	令和5年1月15日（日） プレゼンテーション実施後、事業者・園長予定者 ヒアリング ※公開ヒアリングを実施する。	第2次審査選 定委員会	<u>令和4年10月9日（日）</u> プレゼンテーション実施後、事業者・園長予定者 ヒアリング ※公開ヒアリングを実施する。	
運営予定事業 者の公表	令和5年1月中旬～下旬 加美町公式ホームページ ・運営予定事業者を掲載 選定委員会において運営予定事業者を決定いたし ますが、財産処分に関する議会の承認が必要にな ります。	運営予定事業 者の公表	令和4年10月中旬～下旬 加美町公式ホームページ ・運営予定事業者を掲載 選定委員会において運営予定事業者を決定いた しますが、財産処分に関する議会の承認が必要 になります。	

新	旧	備考
1 5 その他 (3) 園長予定者 ・ 園長予定者を選任できる場合 園長予定者が別の保育施設の園長予定者として内定している場合または他の募集に園長予定者として応募中である場合、もしくは他の募集に園長予定者として応募を予定している場合は、本募集への応募は不可とします。なお、運営予定事業者が決定した後の園長予定者の変更は原則として認めません。 ・ 園長予定者を選任できない場合 町から紹介することができます。なお、町からの派遣ではありませんので、事業者に直接雇用していただくことになります。	1 5 その他 (3) 園長予定者 <u>園長予定者が未定の場合は応募できません。また、運営予定事業者が決定した後の園長予定者の変更は原則として認めません。園長予定者が別の保育施設の園長予定者として内定している場合、他の募集に園長予定者として応募中である場合、もしくは他の募集に園長予定者として応募を予定している場合は、本募集への応募は不可とします。</u>	P12

新	旧	備考
2 提出書類について (3) 法人に関する資料 コ 園長としての要件を満たすことを証明する書類 ※本募集要項「6 運営条件(7)エ」に定める園長予定者の要件を満たすことが確認できる資格証明書の写し、在職証明書(※削除)などを添付してください。在職証明書については役職名及び常勤・非常勤の種別、1日の勤務時間及び月の勤務日数が明記されているものの原本を添付してください。 サ 園長予定者について(A4判1～3枚程度に以下の3点をまとめたもの) ・ 園長予定者としての自己PR ・ 園長予定者として、保育園運営で重視すべきと思うこと ・ 園長予定者として、応募保育園で取り組む保育内容 (4) 保育所の運営に関する提案書 オ 地域との連携について 町の自然と文化等の地域性を十分考慮し、地域との交流及び地域の環境や人材等の資源を活用した保育について提案してください。また、施設の余裕スペースを有効に活用した公益性の高い複合施設についての提案も可能です。【例】宅幼老所、児童クラブ等) コ 第三者評価制度について 第三者評価受審に対する考え方と、その結果についての考え方を提案してください。(現在の受審の有無は不問)	2 提出書類について (3) 法人に関する資料 コ 園長としての要件を満たすことを証明する書類 ※本募集要項「6 運営条件(7)エ」に定める園長予定者の要件を満たすことが確認できる資格証明書の写し、在職証明書、<u>初任保育所長研修会受講修了証</u>の写しなどを添付してください。在職証明書については役職名及び常勤・非常勤の種別、1日の勤務時間及び月の勤務日数が明記されているものの原本を添付してください。 サ 園長予定者について(A4判<u>3枚</u>程度に以下の3点をまとめたもの) ・ 園長予定者としての自己PR ・ 園長予定者として、保育園運営で重視すべきと思うこと ・ 園長予定者として、応募保育園で取り組む保育内容 (4) 保育所の運営に関する提案書 オ 地域との連携について 町の自然と文化等の地域性を十分考慮し、地域との交流及び、<u>地域</u>の環境や人材等の資源を活用した保育について提案してください。 コ 第三者評価制度について 第三者評価受審に対する考え方と、その結果についての考え方を提案してください。	P18 P19

新	旧	備考
(6) 法人の財務に関する資料 (※削除) ※社会福祉法人及び学校法人については、<u>ケ</u>は不要です。 (※削除) オ 固定資産及びリース明細 (※削除) コ 納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの） サ 納税証明書（原本・税務署が発行するもの） シ 委託税理士が分かるもの（氏名、事務所所在地等） ※なお、その他必要に応じて資料を求める場合があります。	(6) 法人の財務に関する資料 <u>※グループ企業の場合、グループの連結決算報告書を提出してください。</u> <u>※社会福祉法人及び学校法人については、ケ・コは不要です。ただし収益事業を行っている場合はコを提出してください。</u> オ <u>総規定元帳、固定資産及びリース明細（台帳）</u> コ <u>残高証明書（原本・法人全体のもの）</u> <u>※直近の決算日時点のもの</u> サ 納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの） シ 納税証明書（原本・税務署が発行するもの） ス 委託税理士が分かるもの（氏名、事務所所在地等）	P20 ～ 21

新	旧	備考																																										
加美町中新田保育所移管後の保育所の運営に関する基本協定書 (職員等) 第3条 乙は、職員配置の際には、児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を遵守すること。 2 新設園の園長は、専任かつ、他の施設と兼務しない者で、管理職の資質・能力及び経験を有すること。なお、事業者において園長を選任できない場合は、町から紹介される者を園長として雇用することができる。 3 運営開始後、園長は3年間交代しないよう努めるものとする。	加美町中新田保育所移管後の保育所の運営に関する基本協定書 (職員等) 第3条 乙は、職員配置の際には、児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を遵守すること。 2 新設園の園長は、専任かつ、他の施設と兼務しない者で、<u>園長職又は副園長職（主任保育士）の経験を1年以上有しているか、もしくは保育実務経験が10年以上でなければならない。</u> 3 運営開始後、園長は3年間<u>やむを得ない事由がある場を除き交代を行ってはならない。</u>	P30																																										
提出書類一覧兼チェックリスト（提案書編） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>提出書類</th><th>チェック欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6)</td><td>法人の財務に関する資料</td><td></td></tr> <tr> <td>オ</td><td>固定資産及びリース明細</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>(※削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>コ</td><td>納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの）</td><td></td></tr> <tr> <td>サ</td><td>納税証明書（原本・税務署が発行するもの）</td><td></td></tr> <tr> <td>シ</td><td>委託税理士が分かるもの（氏名、事務所所在地等）</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※なお、その他必要に応じて資料を求める場合があります。	項目名	提出書類	チェック欄	(6)	法人の財務に関する資料		オ	固定資産及びリース明細			(※削除)		コ	納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの）		サ	納税証明書（原本・税務署が発行するもの）		シ	委託税理士が分かるもの（氏名、事務所所在地等）		提出書類一覧兼チェックリスト（提案書編） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>提出書類</th><th>チェック欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6)</td><td>法人の財務に関する資料</td><td></td></tr> <tr> <td>オ</td><td><u>総規定元帳、固定資産及びリース明細（台帳）</u></td><td></td></tr> <tr> <td>コ</td><td><u>残高証明書（原本・法人全体のもの）</u></td><td></td></tr> <tr> <td>サ</td><td>納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの）</td><td></td></tr> <tr> <td>シ</td><td>納税証明書（原本・税務署が発行するもの）</td><td></td></tr> <tr> <td>ス</td><td>委託税理士が分かるもの（氏名、事務所所在地等）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目名	提出書類	チェック欄	(6)	法人の財務に関する資料		オ	<u>総規定元帳、固定資産及びリース明細（台帳）</u>		コ	<u>残高証明書（原本・法人全体のもの）</u>		サ	納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの）		シ	納税証明書（原本・税務署が発行するもの）		ス	委託税理士が分かるもの（氏名、事務所所在地等）		P41
項目名	提出書類	チェック欄																																										
(6)	法人の財務に関する資料																																											
オ	固定資産及びリース明細																																											
	(※削除)																																											
コ	納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの）																																											
サ	納税証明書（原本・税務署が発行するもの）																																											
シ	委託税理士が分かるもの（氏名、事務所所在地等）																																											
項目名	提出書類	チェック欄																																										
(6)	法人の財務に関する資料																																											
オ	<u>総規定元帳、固定資産及びリース明細（台帳）</u>																																											
コ	<u>残高証明書（原本・法人全体のもの）</u>																																											
サ	納税証明書（原本・市町村及び都税・県税事務所が発行するもの）																																											
シ	納税証明書（原本・税務署が発行するもの）																																											
ス	委託税理士が分かるもの（氏名、事務所所在地等）																																											